

## 令和4年度 第9回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和 4年 10月 20日(木)  
招集場所 元気館 視聴覚室
2. 出席委員 大橋教育長、森岡委員、服部委員  
欠席 井上委員、武田委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者  
高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名  
森岡委員、服部委員

土居教育長：

日程第1

これより、第9回の邑南町教育委員会を開催いたします。

( 9:30～ )

日程第2

本日の会議録署名委員は、森岡委員さん、服部委員さんお願いします。

日程第3 議決事項

順を追って説明をいただけたらと思います。議題第36号からお願いいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第36号邑南町奨学基金条例の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、条例の新旧対照表を付けておりますので、ご覧いただければと思います。今回の改正につきましては、昨年も行っておりますが、基金の減額についてです。今年度の奨学生審査会の中で2名の償還者が、5年経過後によって、償還免除の方が2名ございましたので、その分を基金を積み増しをせずに減額をするというような条例改正を出させてもらっております。これについては以上でございます。

大橋教育長：

今の償還免除が2名が出たということで、基金の減額が出てまいりました。この件についていかがでしょうか。

森岡委員；

今まで免除する分があればが、その分は積み立てておったんですか。

高瀬学校教育課長：

元年の時には、免除者1名の方がいらっしゃいまして、その時は基金の積み増しをしたんですが、これまでのところ奨学基金の利用者、人数が少ないということと、この基金がこれだけ実際にあってどうするかというようなところ監査役の方からも指摘等もございまして、積まないからいいわってという訳ではないんですが、利用の率についてもですね、向上するようなところも指摘もありましたので、それについては、中学生であったり高校生、対象者の方に保護者に直接利用してもらえる様に通知等々も送っておりますが、現在実際これだけの金額がありますので、当分しばらくは積まなくても様子を見ながら利用率を上げる方法を考えていきながらというふうなところで、今考えておるところでございまして。

森岡委員：

はい、わかりました。

大橋教育長：

そのほかいかがでしょうか。

服部委員：

ございません。

大橋教育長：

それでは議案第36号についてお認めいただきますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

有難うございます。続きまして議案第37号の説明をよろしく申し上げます。

高瀬学校教育課長：

議案第37号邑南町立小・中学校の教職員の服務規則の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと規則の新旧対照表を載せておりますので、ご覧いただければと思います。条文いくらか追記したり、言葉の改正等々しておるものでございますが、要約した形で説明の方させていただければと思います。この度育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にするために、国家公務員の方の育児休業の改正等々がございまして、地方公務員等についても改正等が

あったものでございます。改正の内容につきましては、今回のところで言いますと非常勤職員の子どもさんが出生後8週間以内までに育児休業を取れる、俗に言う産後パパ育児というのがございますが、それについての取得の緩和となっておりますのでございます。具体的には現在出生後から出生8週間前までは非常勤の方は原則1回しか取れませんでした。が、それを取りやすいように改正するという事で2回まで申請ができるようになっております。それから引き続きその後8週間以降引き続き育児休業についても1回しか認められておりませんでした。それを2回まで取得することが可能となっておりますのでございます。それから非常勤職員の方については、子どもさんが1歳6カ月に達するまでの任用期間がなければ、その育児休業が取得が出来ませんでした。が、子どもさんが生まれて8週間プラス6カ月の任用期間があればその間2回取れるというように、育児休業が取りやすいように今回関連するところの条文のところに追加であるとか等々しているものでございます。それからそれに合せて様式の方を申請しやすいように、今回の改正に伴いまして様式の方の変更もしてございます。それについては、4分の4ページのところでございますが、様式第11号、すみません様式の中身を付けておりませんが、こちらの方でこの体制に合せた様式の中身の変更となっております。それに伴い様式12号は必要無くなりますので、新たに様式12号は削除させてもらっておりまして、で様式16号というのがございますが、これについては短時間の育児休業の取得について、それに伴う様式の変更は新たにこちらの方、追加させてもらっているものでございます。これの施行日につきましては、交付の日から施行し令和4年10月1日から適用するという事で施行日の方をこちらの方で改正させてもらえればと思っております。これについては以上でございます。

大橋教育長：

これは要は上位法の改正によってより取りやすくなる、なったというふうに。

高瀬学校教育課長：

はい。地方公務員法の改正で教職員の方もこういうふうに改正されたんですが、非常勤職員の方についても、職員の場合は3歳までのところで育児休業取れますが、非常勤職員の方については1歳6カ月までのところで、原則1回、8週間のところで1回、それから以降のところについては1回しかとれなかったところを2回取れるようにそれぞれ改正になっています。

大橋教育長：

有難うございます。今の説明をいただきました。ご意見等あればよろしく願いいたします。

森岡委員：

意見じゃ無いんですけど教えてください。臨時的任用職員という場合は、どういうふうな

位置づけですか。

高瀬学校教育課長：

教職員でありますと非常勤講師の方とか、そういった方が対象になります。

森岡委員：

急遽、非常勤講師頼まにゃあいけんとかあるじゃないですか。そういう部分の人が取りやすいように、通年でやっとなる講師さんとは違うということ。あれはもともと。

高瀬学校教育課長：

もともとありますので。

森岡委員：

すごくそういう意味じゃあ、良くなってきている。

高瀬学校教育課長：

そうですね、はい。

大橋教育長：

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議案第37号に付きましてお認めいただきますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

有難うございます。続きまして議案第38号をよろしくお願いいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第38号邑南町教育委員会会議規則の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと新旧対照表を付けております。会議規則の新旧対照表の中で第2条、会議についてです。これについてはそちら第1項から第4項までこれまで通りのところでございますが、この度オンラインでこちらの会議に出席することについても可能とすることとして、第5項として追加の方させてもらっております。これにつきましては文部科学省がですが、コロナが発生した後に令和2年の7月頃でしたか、オンライン等でこういった教育委員会に出席する、または総合教育会議に出席する場合について、それについても文科省としては可能ですよというふうなこの考

えが示されておられまして、その間邑南町の教育委員会の方ではそういったことは無かったんですが、過去に見ますと森岡委員さんが出られなかったりとか、議決行為がある教育委員会の中で出られなかったということもございますし、昨今人数が揃わない中で会が流れてしまうというふうなことも懸念されますので、この度新たに5項として教育長が必要と認めた時というような書き出しにしておりますが、映像音声によって会議の方に出席して評決ですね、賛成だ反対だというふうな議論をすることは可能としますというふうなところを項目として追加させてもらっております。これについては以上でございます。

大橋教育長：

時代に則したような改正になっておりますけど、よろしいでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

それではお認めいただきました。

では続きまして議案第39号説明をよろしく申し上げます。

高瀬学校教育課長：

議案第39号邑南町教育委員会会議オンライン出席等取扱要領の制定についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと取扱要領を付けておりますのでそちらをご覧くださいと思います。これにつきましては先程会議規則の第2条の第5項で認めてもらったものに対して、具体的な取扱の部分をごらねる形でお示しをさせてもらっております。目的としましては先程述べさせていただきましたことをこちらに適宜書いてございますが、許可基準ということで第2条として(1)号から(4)号まで定めておりますが、(1)号の方では交通機関等の途絶等によって会議の開催場所まで、交通手段が確保できない場合であるとか、(2)他の業務等により遠隔地に所在する場合であるとか、それから(3)号としてコロナのこともですし、それ以外の感染症ですね、感染症の拡大防止やその他緊急時の対応が必要な場合であるとか、あと最後(4)号としては教育長が必要と認める場合というふうなところでの許可基準を、一定の基準を設けさせてもらっております。それから第2条第2項のところについて懲戒処分等の慎重な対応を求める場合については、会議等には出席出来ます。無記名による評決を行う見込がある場合については、オンラインでの出席とは許可しませんと、但し定数に満たないおそれがあるやむを得ない場合については認めますが、この議決については棄権という扱いにしますというふうなところで、あまり減多にこういうことは無いかと思いますが、一応法律上ですねこういった取り決め事もございますのでここは明確に表記させてもらいました。それからオンライン出席等の方法については、第3条のところでも事

前に教育委員会に連絡をというふうなところで書かさせてもらいまして、第2項のところでは意見等を相互では発信できると教育長が認めた時にはオンライン出席しているとみなすというふうなところの要件を、但し第3項のところについて、これについての議会については基本公開というふうなところが原則だと思いますが、これについては委員会室での傍聴ということで同時配信のところでは、例えば傍聴者の方がおられてもそこには配信しませんよということをここには書かせてもらっております。これについては以上でございます。

大橋教育長：

有難うございます。許可基準を含めてより詳しい取扱の要領が出てまいりました。この件についていかがでしょうか。今後本当に想定されるやり方であろうと。

一点すみません、予算が絡むことではあるんですけど、教育委員さんにこういうことが想定されるということで、パソコン等のタブレット等の配布っていうのは。

高瀬学校教育課長：

確かにそれも出てくる話かなと思いましたが、教育委員会貸し出しのパソコンがございますので、それを貸し出すという形でその時の教育委員会、それに対応をとらせていただければと思います。

大橋教育長：

よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

大橋教育長：

それでは第39号につきましてお認めいただきますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ではお願いいたします、有難うございます。

森岡委員：

承認した後であれなんですけど、2条の第1号がありますよね、(1)号の下第2行目の改行の場合はここでいいんですかね。第1号の2段目、要するに会議開催場所までの交通手段が確保出来ない場合の合がありますよね。合は(1)号の下にくるんですかね。

高瀬学校教育課長：

これはですね、切るわけにならぬのでずっと同じ並びの中で、一応ここにどうしても入ってしまったんで、これを例えば詰めることはもちろん見栄え上できるんですが、実際これデータとしてというか要項上に載るときに、ここの行数の文字数のこともありますが、それによっちゃ、場合ということになるか、その一行の中に入ってしまうかわからんですけど、これはあえてこっちにずらすということは出来ません。この(1)号のところからずっと決められた文字間で開けといて、ずっと並びでやったんで合がここにきてしまいましたんで。

森岡委員：

だって(1)号のね、(1)号の次のところにこれがあるのかなと思った。

高瀬学校教育課長：

それはならんです。

大橋教育長：

有難うございました。

服部委員：

これはこれでいいんですけど、例えばうちはWi-Fiがあったから良かったけど、今頃は対外そう、大丈夫だと思うんだけど、もしWi-Fiが無い時には、通信費がすごいかかりますよね、違うんですか。

大橋教育長：

そうですね、Wi-Fi環境が無い場合。

高瀬学校教育課長：

Wi-Fi環境が無い場合は、携帯が通じておるんであれば携帯でデザリングしてもらってやるしか無いんですが、それ自体も無理と言うようなときがもしあるんであれば、せめて携帯がある、繋がる場所で、例えば今の状況でいうと公民館はWi-Fi環境が整っていますので、そちらの方に移動してもらうとかですね、但し会議の内容によっては秘密保持ということもございますので、そこはその状況に応じた対応をしてもらうしかないかと思えます。

服部委員：

そうですね。大方大体大丈夫だとは思いますが。

大橋教育長：

そういう場合が想定されますよね、確かに。

森岡委員：

誰もでれなくなってね、結構金が、2時間、3時間やってもいりますよね。

高瀬学校教育課長：

そこは教育委員さんに負担掛けるわけにならんので、公民館とか使える施設を利用させてもらうしかないかと思います。

服部委員：

まあ減多ないことじゃあるんだけど。

大橋教育長：

聞ける場合はいいんだけど、自身が感染に掛かっていて、出席は出来ないんだけど、自宅からだったり参加できますよっていう場合は、動けんわけだから。

高瀬学校教育課長：

動けんです、その時に何らかの手段を届けることが出来るか出来んか状況によって、もしそれすらもダメってことになる、もう日程変更するしかないと思います。

大橋教育長：

そうだね、分かりました。

森岡委員：

それよりさっきの想定されることは無いんで、そういう場合に具体的にどうするかっていうのは、検討しとった方がいいですよ。

服部委員：

まあ減多無いとは思うんだけど。まあ減多無いことが起こった時には、一応まあちよつと考えるといた方がいいかなと思った。

大橋教育長：

想定内にして色々。

服部委員：

それをする人が要するに3人ぐらい一辺にそういう状態が現れんと、議会在り立たないということならんから、一人だったらまあ、欠席になるとかそういうことなんで、あの場合この場合って考えるともしようがないんだけど、多分大丈夫だと思いますけど。

大橋教育長：

続きまして第40号につきまして説明をよろしく申し上げます。

高瀬学校教育課長：

議案第40号令和4年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の追加認定についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと受給申出書が付いております。

以下個人情報につき省略

これについては以上でございます。

大橋教育長：

就学援助というところで議案が提出されましたけど、このことについていかがでしょうか。

以下個人情報につき省略

大橋教育長：

それでは認定の方はよろしいでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

有難うございます。それでは以上用意しました議案ついてすべてお認めいただいたということで、日程第3の方は終了させていただきたいと思います。

日程第7 閉会宣言

以上で、第9回を終了します。

( ~10:32 )